

奈良県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、長柄土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和元年五月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	森本 宗孝	天理市長柄町七七三―二
〃	村上 勇	〃 八四八―二
〃	飯田 勤	〃 七二九
〃	老田 勇	〃 七二一
〃	勝井 正夫	〃 六一三
〃	佐藤 勇太郎	〃 六七二―一
監事	白川 信夫	〃 八三二
〃	堀田 信也	〃 一〇一四―四

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	森本 宗孝	天理市長柄町七七三―二
〃	森口 初直	〃 六八八
〃	飯田 光男	〃 西長柄町四六〇
〃	佐野 嘉胤	〃 長柄町七五六―一
〃	丸山 好一	〃 五九二
〃	今西 稔	〃 八〇五―一
監事	白川 信夫	〃 八三二
〃	堀田 信也	〃 一〇一四―四